

## 新型コロナウイルス感染症の療養期間と当院の診療体制について

報道等でご存知の通り、9月7日付けて厚労省より新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の療養期間短縮が発表されました。一方で、コロナウイルスの感染力は従来と同じで、国の解除基準である発症から8日目であっても16%程度は感染力があるとされています。

当院では、科学的な見地と患者さんの健康を守る病院施設としての役割から、コロナに感染された患者さんの療養期間を従来の国の方針に準じることとし、下記のように対応して参ります。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2022年9月16日  
佼成病院 院長

### コロナ療養期間 【佼成病院】

- ◆ 症状がある方: 入院療養・自宅療養に関係なく、発症日を起算日(ゼロ日目)として10日間経過し、かつ、症状が軽快している場合 ⇒ **11日目に解除**
  - \* コロナ症状とは、発熱、のど痛、咳、だるさ、おなかの症状、などを指します。
  - \* 10日経過しても症状が軽快していない場合は、その症状が軽快後、3日経過した場合に解除となります。その際は合計2週間程度の療養期間を見込んでください。
- ◆ 無症状の方: 検査を受けた日を起算日(ゼロ日目)として無症状が7日間継続した場合 ⇒ **8日目に解除**
  - \* 厚労省や都が示す5日目あるいは6日目の陰性確認は実施しません。

当院で通常の診療を希望される方は、上記の解除後に受診可能となります。

受診について悩まれた場合は、先ずはお電話にてお問い合わせください。直接来院された場合は適切な対応ができないことをあらかじめご了承ください。

問い合わせ先: 佼成病院 患者サービス室内 利用者相談